

(新)

第一号様式 (第五条第一項)

(表)

特定自動車部品ヤード内保管等届出書

年 月 日

千葉県知事

様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例第3条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

| | |
|---|----------------|
| ヤードの所在地 | (郵便番号) 電話番号 |
| ヤードの概要 | (規模) (設備) |
| 条例第4条の規定により講ずる措置の内容 | |
| 法定代理人の氏名及び住所（届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） | |
| (ふりがな) 氏 名 | 住 所 |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | |
| 名 称 | |
| (ふりがな) 代表者の氏名 | |
| 住 所 | (郵便番号) 電話番号 |

(旧)

第一号様式 (第五条第一項)

(表)

特定自動車部品ヤード内保管等届出書

年 月 日

千葉県知事

様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 

電話番号

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例第3条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

| | |
|---|----------------|
| ヤードの所在地 | (郵便番号) 電話番号 |
| ヤードの概要 | (規模) (設備) |
| 条例第4条の規定により講ずる措置の内容 | |
| 法定代理人の氏名及び住所（届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） | |
| (ふりがな) 氏 名 | 住 所 |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | |
| 名 称 | |
| (ふりがな) 代表者の氏名 | |
| 住 所 | (郵便番号) 電話番号 |

(新)

(裏)

注

- 1 ヤードが複数ある場合には、「ヤードの所在地」欄、「ヤードの概要」欄及び「条例第4条の規定により講ずる措置の内容」欄を繰り返し設け、ヤードごとに記載すること。
- 2 「ヤードの概要」欄及び「条例第4条の規定により講ずる措置の内容」欄については、添付図面によって明らかとなっている部分の記載を省略することができる。
- 3 この届出書には、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次の書類及び図面を添付すること。
 - (1) ヤードの構造を明らかにする平面図及び当該ヤードの付近の見取図
 - (2) 届出提出者がヤードの所有権を有すること（届出提出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
 - (3) 届出提出者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（以下「成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」という。）
 - (4) 届出提出者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (5) 届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
 - (6) 届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(旧)

(裏)

注

- 1 ヤードが複数ある場合には、「ヤードの所在地」欄、「ヤードの概要」欄及び「条例第4条の規定により講ずる措置の内容」欄を繰り返し設け、ヤードごとに記載すること。
- 2 「ヤードの概要」欄及び「条例第4条の規定により講ずる措置の内容」欄については、添付図面によって明らかとなっている部分の記載を省略することができる。
- 3 この届出書には、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次の書類及び図面を添付すること。
 - (1) ヤードの構造を明らかにする平面図及び当該ヤードの付近の見取図
 - (2) 届出提出者がヤードの所有権を有すること（届出提出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
 - (3) 届出提出者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（以下「成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」という。）
 - (4) 届出提出者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (5) 届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
 - (6) 届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(新)

第二号様式 (第六条第一項)

特定自動車部品ヤード内保管等届出事項変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号の届出に係る事項について、以下のとおり変更をしたので、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例第3条第2項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

| | 新 | 旧 |
|-------|---|---|
| 変更の内容 | | |
| 変更の理由 | | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(旧)

第二号様式 (第六条第一項)

特定自動車部品ヤード内保管等届出事項変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号の届出に係る事項について、以下のとおり変更をしたので、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例第3条第2項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

| | 新 | 旧 |
|-------|---|---|
| 変更の内容 | | |
| 変更の理由 | | |

注

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(新)

第三号様式 (第七条)

特定自動車部品ヤード内保管等休止等届出書

年 月 日

千葉県知事 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号の届出に係る特定自動車部品のヤード

休止

内保管等について、廃止をしたので、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正再開

化に関する条例第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|----------------------|--------------------|
| ヤードの所在地 | (郵便番号) 電話番号 |
| 休止若しくは廃止 又は再開の年月日 | 年 月 日 |
| 休止若しくは廃止 又は再開の理由 | |

注

- 1 休止若しくは廃止又は再開をするヤードが複数ある場合には、「ヤードの所在地」欄を繰り返し設け、ヤードごとに記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(旧)

第三号様式 (第七条)

特定自動車部品ヤード内保管等休止等届出書

年 月 日

千葉県知事 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号の届出に係る特定自動車部品のヤード

休止

内保管等について、廃止をしたので、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正再開

化に関する条例第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|----------------------|--------------------|
| ヤードの所在地 | (郵便番号) 電話番号 |
| 休止若しくは廃止 又は再開の年月日 | 年 月 日 |
| 休止若しくは廃止 又は再開の理由 | |

注

- 1 休止若しくは廃止又は再開をするヤードが複数ある場合には、「ヤードの所在地」欄を繰り返し設け、ヤードごとに記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。